

1. 容器包装廃棄物

1.1. EU の状況

1.1.1. 立法化の状況

EU 域内における容器包装廃棄物の最低リサイクル率は、94 年 12 月 20 日の EU 指令「容器包装と容器包装廃棄物に関する指令 94/62/EC」によって規定された。指令の目的は、各構成国で独自に行われている容器包装廃棄物の抑制とリサイクル政策を調和させるとともに、リサイクル率を規定することなどで環境保全レベルを引き上げることにあった。指令は容器包装廃棄物の最低リサイクル率として

- 1) 容器包装廃棄物全体のリサイクル率：50%から 65%（重量比）
- 2) 材料リサイクル率：25%から 45%（重量比）
- 3) 容器包装材料毎の材料リサイクル率：最低 15%（重量比）

を規定し、これらのリサイクル率を 2001 年 6 月末までに達成するように規定した（ただし、アイルランド、ギリシア、ポルトガルには例外規定）。

EU 委員会は前述 EU 指令 94/62/EC を改正するため、2001 年 12 月 7 日付けで最終改正案（COM 729 final.）を提示したが、関係閣僚理事会とより厳しい条件を要求する欧州議会の間で調整がつかず、改正案の成立が長引いていた。しかし、関係閣僚理事会と欧州議会は 2004 年 2 月に合意し、EU 指令 94/62/EC を改正するための欧州議会と理事会の指令 2004/12/EC（2004 年 2 月 11 日）が成立した。合意内容は、関係閣僚理事会と欧州議会の調停委員会が 2003 年 12 月 5 日に合意した内容とほとんど同じである。各構成国は改正指令の内容を 2005 年 8 月 18 日までに法制化しなければならない。

改正指令の主な内容は以下の通り。

- 1) サーマルリサイクルを含む容器包装廃棄物全体のリサイクル率：最低 60%（重量比）
- 2) 材料リサイクル率：55%から 80%（重量比）
- 3) 容器包装材料毎の材料リサイクル率：（重量比）
 - ・ 廃ガラス：60%
 - ・ 古紙、段ボール：60%
 - ・ スチール：50%
 - ・ 廃プラスチック：22.5%（材料リサイクル、ケミカルリサイクルだけで）
 - ・ 廃木材：15%
- 4) 実現期限：2008 年末

ただしアイルランド、ギリシア、ポルトガルについては猶予期間が設けられ、これらの国々は、前指令 94/62/EC で 2001 年 6 月末までに達成すべきリサイクル率を 2008 年 6 月末まで、改正指令 2004/12/EC で 2008 年末までに達成

すべきリサイクル率を 2011 年末まで達成しなければならない。

5) 新構成国については、例外規定が設けられ、各国の状況に応じて実現期限は最長 2015 年まで猶予される (表 1-3 参照)。

6) 廃棄物の輸出：

EU 域外に輸出される廃プラスチックは、EU の処理規定に準じて処理されたことが証明されない限り、リサイクルには換算されない。

1.1.2. 容器包装廃棄物リサイクルの状況

以下の図 1-1 は、従来からの EU 構成国における容器包装廃棄物のリサイクルの状況を示す。残念ながら、各国の状況をまとめた統計は 1999 年と古いものしかない。

図 1-1 EU 構成国における容器包装廃棄物のリサイクルの状況 (1999 年)

構成国	容器包装 廃棄物量 (トン)	1 人当 たりの消費 量 (kg)	リサイクル率 (%)					
			全体	材 料 リ サイ クル	ガラス	紙	メタル	プ ラ ス チ ッ ク
アイルランド	704	188	17	17	32	14	25	4
イギリス	9,200	155	41	35	30	49	38	13
イタリア	11,122	193	37	34	40	39	11	16
オーストリア	1,130	140	72	66	77	88	38	25
オランダ	2,593	165	85	64	80	71	78	18
ギリシア	856	81	34	34	19	67	11	3
スウェーデン	972	110	73	65	84	72	50	20
スペイン	6,240	158	42	38	38	54	24	14
デンマーク	846	159	92	53	85	59	35	11
ドイツ	14,627	178	80	79	85	87	82	59
フィンランド	443	86	60	50	78	61	19	13
フランス	11,999	203	57	42	50	59	45	9
ベルギー	1,478	145	71	59	75	70	72	24
ポルトガル	1,211	121	35	35	44	52	1	4
ルクセンブルク	79	183	55	40	76	35	42	26

(出所：欧州容器包装環境機構 (EUROPEN))

全体のリサイクル率は、サーマルリサイクルを含めたリサイクル率を示す (以下同じ)。上の表から、容器包装廃棄物のリサイクルではドイツが特に進んでいることがわかる。また、大陸でも南北格差があることが分かる。

1.1.3. 新構成国への対応

新構成国 10 カ国は容器包装廃棄物の EU 指令に関して、加盟時に EU 指令 94/62/EC のリサイクル目標を達成していることが要求されていた。しかしほと

んどの国が期限の猶予を求め、その結果、二段階で以下の期限までにリサイクル率を達成することになったことが決定された。

表 1-2 第一段階のリサイクル率

	全体 50-65%	材 料 リ サ イ ク ル 率 25-45%	ガラス 15%	紙 15%	メタル 15%	プ ラ ス チ ック 15%
エストニア	04 年 5 月	04 年 5 月	04 年 5 月	04 年 5 月	04 年 5 月	04 年 5 月
キプロス	05 年末	05 年末	04 年 5 月	05 年末	04 年 5 月	05 年末
スロバキア	07 年末	04 年 5 月	04 年 5 月	04 年 5 月	07 年末	04 年 5 月
スロベニア	07 年末	04 年 5 月	04 年 5 月	04 年 5 月	04 年 5 月	07 年末
チェコ	05 年末	04 年 5 月	04 年 5 月	04 年 5 月	04 年 5 月	05 年末
ハンガリー	05 年末	04 年 5 月	04 年末	04 年 5 月	04 年 5 月	05 年末
ポーランド	07 年末	04 年 5 月	04 年 5 月	04 年 5 月	05 年末	05 年末
マルタ	09 年末	05 年末	04 年 5 月	04 年 5 月	04 年 5 月	09 年末
ラトビア	07 年末	04 年 5 月	04 年 5 月	04 年 5 月	04 年 5 月	07 年末
リトアニア	06 年末	04 年末	04 年 5 月	04 年 5 月	05 年末	04 年末

(出所：欧州容器包装環境機構 (EUROPEN))

表 1-3 第二段階の対応

	回収率 最低 60%	全体リサイク ル 率 最 低 60%	材料リサイク ル率 55-80%	ガラス 60%	紙 60%	メタル 50%	木材 15%
エストニア	2 0 1 2 年						
キプロス	2 0 1 2 年						
スロバキア	2 0 1 2 年						
スロベニア	2 0 1 2 年						
チェコ	2 0 1 2 年						
ハンガリー	2 0 1 2 年						
ポーランド	2 0 1 4 年						
マルタ	2 0 1 3 年						
ラトビア	2 0 1 5 年						
リトアニア	2 0 1 2 年						

(出所：欧州容器包装環境機構 (EUROPEN))

1.2. 従来からの構成国の状況

1.2.1項と1.3.1項で、EU 構成国における容器包装廃棄物に関する EU 指令の法制化状況と回収・リサイクルの状況を見ることにする。

1.2.1. アイルランド

容器包装材料と容器包装、容器包装を使用する製品の製造業者、輸入業者、卸売業者のうち、年間容器包装流通量が 25 トン超で、年間売上げが 100 万ユ

一口超の業者に対して、独自に容器包装廃棄物を回収するか、共同回収システムに加入することが義務付けられる。

独自に回収する場合、事業所毎に、地元自治体に毎年届け出るほか、年間取り扱う容器包装の重量に応じて自治体に料金を支払い、リサイクル規則を遵守するための計画書を作成して、事業所毎、容器包装材料毎の統計データを管轄当局に提出しなければならない。また、自社で取り扱う容器包装と同等のものも無償で引取る旨の表示をして、他社製品の容器包装廃棄物を引取った場合、当該製品の製造業者に廃棄物を無償で引渡す手配をしなければならない。共同回収システムに加入していれば、これらの義務からは解放される。

アイルランドの法規は、まず 2001 年中までに回収率 25%を達成し、2005 年末までに全体のリサイクル率 50-65%、材料リサイクル率 25-45%を達成するように規定している。

共同システムは、こうした法的目標を達成することを保証することが、許可を得る条件となる。独自にシステムを確立する場合は、販売した容器包装の最低 50%を回収することが義務付けられる。

現在、アイルランドの共同回収システムは、ドイツ・デュアルシステム社（DSD）の「グリーン・ドット」マークを使用する Repak だけである。Repak には、容器包装を使用する製品の製造業者、輸入業者が重量ベースでライセンス料を支払うほか、上流側の業者がシステムへの加入料を支払う。「グリーン・ドット」マークは、一般消費者向け製品と輸送用容器包装に表示される。

また 2002 年 3 月からは、プラスチック製のショッピング袋が課税対象となっており、販売業者は店頭精算時に消費者から租税を徴収しなければならない。さらに、ファーストフード用の容器、チューインガム、ATM 伝票に課税することも検討されている。

1.2.2.イギリス

EU 指令は、容器包装廃棄物に対する製造者責任規則（1997 年）と容器包装の材料に対する要求事項と重金属の制限を規制する容器包装規則（2003 年）によって法制化された。製造者責任を課せられるのは、年間 50 トン超の容器包装を取り扱い、かつ年間売上額が 200 万ポンド以上の企業で、これらの企業は独自にあるいは共同でリサイクル目標を達成して、その義務を果たさなければならない。企業は、リサイクルされた量に応じて証書を取得する。目標として規定されたリサイクル率以上のリサイクルを達成した企業は、その超過分の証書を販売することができる。このリサイクル証書取引システムは、経済的手法をリサイクルシステムに導入して、リサイクル効率を高めるインセンティブを与えることを目的としている。

イギリスのシステムでは、容器包装に関わる業者に対して、容器包装材料の製造業者（6%）、容器包装の加工業者（9%）、容器包装に製品を詰める業者（37%）、B-to-C / B-to-B 販売業者（48%）と、どの流通部分の業者であるかに応じてリサイクル目標の割当が規定される。輸送用容器包装では、最終消費者が誰かに応じて割当が換算される。容器包装に製品を詰める業者が最終消費者であれば、容器包装の加工業者には、容器包装に製品を詰める業者としての37%と、販売業者としての48%も割り当てられる。

リターナブル容器包装は、最初に上市される時にだけ、この方式でリサイクル率が関連業者に割り当てられる。

輸入された容器包装では、その容器包装に製品を詰める業者が自分の割当分に加えて、容器包装材料の製造業者と容器包装の加工業者の割当分に対して責任を負う。ここで容器包装に製品を詰める業者が販売業者に販売しなまま直接最終消費者に販売すれば、販売業者の割当分も加算される。輸送用容器包装ではその輸入業者が、容器包装材料か容器包装、容器包装に入った製品のいずれを輸入するかに応じて、それに対応する割当分を最高100%まで責任を負う。

輸出される場合は、このシステムは適用されない。

イギリスがこうした経済的手法を導入したのは、実施システム間の競争を刺激するとともに、独自の方法に取り組むのを促進するためである。

2004年1月時点で20超の許可された容器包装廃棄物の回収・リサイクルシステムがあるが、その中でも極めて大きい組織が、独デュアルシステム社（DSD）の「グリーン・ドット」マークを使用するValpakである。Valpakは容器包装の回収、リサイクルに関する義務を実施するため、容器包装に関連する業者によって設置された。Valpakはまず加入者から加入料を徴収する。しかし主要収入源は、容器包装材料毎の重量、前述の義務履行割当とリサイクル・処理業者から購入する容器包装リサイクル証書（PRN）の購入額に応じて加入者から徴収される四半期毎の料金である。

Valpak以外にも、処理業者などによって設置されたBiffpak、Budget Pack、Cleanpack、Complypak、Impact、Onyxpak、Wastepackがある。業界毎に設置されたDifpak（酪農）、Paperpak（製紙）、Paper Collect（紙販売）は、独自に業界企業向けに容器包装廃棄物に関わる義務を実行する。その他、地域をベースとした組織も設置されている。

なおイギリスの場合、前述したように容器包装廃棄物の回収・リサイクル義務を課せられた企業に関して容器包装の流通量と売上高の制限を設けているので、以下の表1-4と表1-5を比較するとわかるように、市場に出された容器包装のすべてが廃棄物を回収、リサイクルするシステムによってカバーされているわけではない。2003年では、容器包装廃棄物の18%が同システムでは取り

扱われなかった。

表 1-4 イギリスの容器包装廃棄物量（単位：トン）

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
紙	3,855,000	3,855,000	3,855,000	3,725,652	3,725,652
ガラス	2,155,000	2,155,000	2,200,000	2,190,665	2,300,000
アルミ	109,981	109,981	120,000	128,000	128,000
スチール	750,000	750,000	750,000	690,000	684,825
プラスチック	1,600,000	1,600,000	1,678,900	1,740,000	1,792,200
木材	670,000	670,000	670,000	1,397,938	1,403,694
その他	50,000	40,000	40,000	25,000	25,000
合計	9,189,981	9,179,981	9,313,900	9,897,255	10,059,371

表 1-5 イギリスにおいて処理義務のある企業が市場に出した容器廃棄物量（単位：トン）

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
紙	3,288,730	3,332,638	3,134,037	3,141,036	3,248,781
ガラス	2,118,610	2,085,260	1,697,678	1,764,488	1,870,879
アルミ	114,516	114,230	120,234	123,377	126,513
スチール	672,790	671,009	634,381	597,523	606,635
プラスチック	1,571,006	1,583,803	1,502,146	1,517,556	1,621,904
木材	312,381	299,337	844,753	799,633	800,093
その他	12,695	12,532	20,584	18,724	20,972
合計	8,090,728	8,098,809	7,953,813	7,962,337	8,286,776

表 1-6 イギリスにおける容器包装廃棄物のリサイクル率

材料	目標	2001 年達成	2002 年達成	2003 年達成
紙	15%	53%	59%	65%
ガラス	15%	33%	34%	37%
アルミ	15%	24%	22,1%	22,5%
スチール	15%	37%	42%	44%
金属全体	15%	35%	39%	41%
プラスチック	15%	16%	19%	22%
木材	15%	57%	54%	54%
全体のリサイクル率	50% - 65%	47,9%	50,02%	53,5%
材料リサイクル率	25% - 45%	42%	44,1%	47,5%

1.2.3.イタリア

イタリアにおける容器包装廃棄物は、1997 年に制定されたロンキ法、第 26 条(Decreto Ronchi=L'articolo 26. D.Lgs.22/97)が基盤となる。ロンキ法は生産者に、流通業者や輸入業者を含めてない。しかし EU 指令に準じて制定された

法令は、生産者を容器包装材料の納入業者と製造業者、空の容器包装と容器包装材料の輸入業者と加工業者とし、利用者を容器包装の販売業者、卸売業者、容器包装に製品を詰める業者、容器包装の利用者、製品の入った容器包装の輸入業者と定義して、これら生産者と利用者に自治体によって回収された容器包装廃棄物の引取り義務を課した。

ここで、容器包装の利用者は容器包装廃棄物を無償で引取り、それを生産者によって組織された回収場所に引渡すことを義務付けられる。さらに、利用者と生産者は容器包装廃棄物の引取りと回収(分別を含む)再利用、リサイクル、処理のコストを負担することを義務付けられる。

こうした生産者と利用者の義務とリサイクル目標を達成するための手段として、共同実施システムである国立容器包装コンソーシアム CONAI への加入が義務付けられた。CONAI は容器包装材料毎に設置された組織の上部組織で、法規を執行することに責任を負う。

なお、容器包装の生産者と利用者で、1999 年 3 月までに CONAI に加入しなかったものは、正規加入料の 6 倍の額を支払うことが規定された。加入料は年間売上(51 万 6457 ユーロ超の企業) 容器包装販売収益、容器包装購入費、総販売収益などによって規定される。また、容器包装材料別の料金も支払わなければならない。

表 1-7 イタリアにおける容器包装廃棄物のリサイクル状況(2002 年)

材料	容器包装廃棄物量 (100 万トン)	リサイクル量 (100 万トン)	リサイクル率
紙	4,2	2,5	59%
木材	2,6	1,6	61%
ガラス	2,0	1,0	53%
プラスチック	1,9	0,9	45%
スチール	0,6	0,3	55%
アルミ	0,06	0,3	51%

(出所: CONAI)

イタリアでは、廃棄物処理を公共サービスとして行う民間企業連盟や処理業者が無数にある。しかし多くの処理業者は、適切な施設、人員、廃棄物処理専門家を有していない。さらに、中央政府と自治体の間に統一された明確な廃棄物処理政策がないことから、地方の行政当局はそれぞれバラバラな組織と廃棄物処理システムを有しており、国全体として一貫していないのが現状である。

また、自治体は自らの財政削減から、廃棄物処理の入札に際して過酷なコストダウンを要求している。廃棄物処理会社は応札するため、必要以上のコストダウンを余儀なくされ、低コストで処理業務を請け負わざるを得ない状況とな

っている。

こうした状況から、廃棄物処理事業にマフィアが介入しやすくなっており、イタリア北部で回収された廃棄物がイタリア南部で不法に埋立処分されている割合が少なくないものと推測されている。

そのためイタリア政府は、EU に対する廃棄物処理状況の報告義務を引き延ばしたり、怠ったりしており、こうしたイタリア政府の対応に対して、EU 委員会はこれまでに何度も警告を出している。

廃棄物処理業界内では、今後廃棄物システムを健全化するには、廃棄物処理業者の新たな共同体、コンソーシアムの構築が必要だという意見もある。

1.2.4.オーストリア

オーストリアでは、製造業者、輸入業者、卸売業者は容器包装廃棄物、使い捨て食器類、ナイフ・フォーク類を無償で回収しなければならない。この義務は、一般家庭ばかりでなく、事業者から排出されるものにも適用される。

容器包装廃棄物を引取った業者はそれを上流側の業者に引渡すか、独自に再使用するか、回収システムに引渡さなければならない。各業者は、回収・リサイクルシステムに加入するか（主に自治体業者が行っている場合が多い）そうした回収システムに加入しなくとも、流通の上流側ないし下流側の段階でいずれかの業者が回収システムに加入していればいい。

回収システムに加入していない販売業者は、業者に割り当てられた分量を引取ってリサイクルしたことを証明できないと、回収率が 50% 以上の場合、市場に出した容器包装の 90% と実際の回収量との差に関して、回収率が 50% 未満の場合、市場に出した容器包装の 100% と実際の回収量との差に関して、以下の ARA のような回収システムと契約関係を締結しなければならなくなる。

飲料容器に関しては、飲料の種類毎にリターナブルの比率とリサイクル率の目標が設定されているが、政府は現在これらの措置の修正を検討している。なお PET ボトルに関しては、2000 年 9 月に産業界と材料リサイクル率を 2004 年までに最低 50% とすることで合意したが、この目標は 2001 年中に達成されてしまった。

容器包装製造業者とブランド商品メーカー、卸売業者は、一般家庭と事業者からの容器包装廃棄物を回収、リサイクルするため、ARA (Altstoff Recycling Austria) を設置した。ARA は独デュアルシステム社 (DSD) の「グリーン・ドット」マークを使用している。しかしマークの表示はオプションで、一般販売商品の容器包装のほとんどには表示があるものの、輸送用容器包装にはマークは利用されていない。これは、ドイツなど隣国では「グリーン・ドット」マークが一般販売商品にしか使用されていないので、「グリーン・ドット」マークの

付いた輸送用容器包装がこうした国に輸出されると、問題が発生する恐れがあるからである。

なお同社は、2002 年時点で 42%の容器包装廃棄物しか取り扱っていない。これは、オーストリアには ARA 以外に容器包装廃棄物を回収、リサイクルする業者、組織が多くあるからである。

1.2.5.オランダ

オランダでは、容器包装廃棄物の埋め立ては法的に禁止されているほか、サーマルリサイクルがかなりの程度まで認められている。しかしその取扱料金は、再使用や材料リサイクルするよりも高く設定されている。また、公共部門との責任分担がしっかりしているほか、生ゴミだけが分別回収されるなど、分別コストを最小限にするためのシステム化が行われている。

自治体は一般家庭からのゴミの回収と汚染物の焼却を行う。また一般家庭から古ガラスと古紙、古段ボールを分別すると同時に、そのための資金を負担することが法的に義務付けられている。製造業者、輸入業者は、その他の容器包装廃棄物をどう回収するかについて、自治体と交渉して合意することができる（条件と範囲は、自治体毎に異なる）。

製造業者、輸入業者はこうして自治体によって回収された容器包装廃棄物をリサイクル・処理業者に引渡すことに責任を負う。最終消費者である一般家庭、事業者は最終的に、こうした処理に関連するコストを負担することになる。

オランダは、EU 指令案の内容が審議されている早い段階で、指令案の内容に近い形で法制化を実現してしまった。当時指令案は、自主規制の余地を認めていたことから、オランダはこの自主規制を活発に利用することで容器包装廃棄物の管理を実現する方法を選んだ。オランダの制度では、各業者は自主規制の一員としてリサイクル目標を達成することに貢献するが、個々に目標達成や措置の実施、報告義務に責任を負わない。

こうした自主規制が効果的に機能しないことが判明すると、環境省はデポジット制や販売業者による引取り、環境税などによる法的措置を講じることになる。

現在の目標（2002 年 12 月署名）は、2005 年末までに古紙、古段ボールを最低 75%、ガラス容器を最低 90%分別回収するというもの。また、容器包装廃棄物（紙、段ボール、ガラス、プラスチック、メタル）の抑制についても合意されており、1999 年比で 2005 年末までの間、容器包装廃棄物排出量をこの期間の経済成長率（GDP ベース）の 3 分の 2 超増大させないという約束がある。

産業界はこうした自主規制による約束を実現するため、SVM-PACT を設置

した。SVM-PACT は、自主規制に合意した業者が、その義務を果たさない場合、自主規制から除名する権限も有する。一旦除名された業者は、法的な規制の下でしかその義務を果たすことができなくなる。

飲料容器に関しては、飲料製造業者、輸入業者がリターナブル容器をワンウェイ容器に代える場合、あるいは既存リターナブル容器に問題があるので、ワンウェイ容器に代える場合、業者はそれを報告しなければならない。また製造業者、輸入業者のリターナブル容器利用率が主要商品で 2%以下に下がった場合、業者は環境分析を実施しなければならない。

ただし、リターナブル容器に関連した規定は 0.5 リットル以下のソフトドリンクとミネラルウォーター用の PET ボトルとアルミ缶には適用されない。この種の容器では、廃棄物の個数を減らす措置が講じられる。2002 年 12 月に署名された合意によると、産業界は 2005 年末までにこの種の容器廃棄物の発生個数を最低 80%削減する。またその他のボトルや缶では、2005 年末までに廃棄物の発生個数を最低 45%削減する（いずれも 2002 年比）。

1.2.6.ギリシア

94 年の EU 指令は、2001 年 8 月に法制化された。それによって、政府、産業界、自治体、環境・消費者団体が共同で回収とリサイクルの実施を管理する組織として NOAMPOW（National Organisation for the Alternative Management of Packing and Other Waste）が設置され、NOAMPOW に対して関連業者とともに EU 指令の内容を実現するための国内計画の作成と実施が委託された。

容器包装材料の納入業者、加工業者、容器包装に製品を詰める業者、輸入業者、流通業者は、容器包装廃棄物を管理するシステムを組織するに当たり、独自に実施するにせよ、共同で実施するにせよ、まず NOAMPOW の承認を必要とする。NOAMPOW は審査後、承認した企業に有料で証書（CCM）を発行する。

個人で独自に回収、リサイクルを実施する場合、流通業者は容器包装廃棄物を回収する、容器包装材料の納入業者、加工業者は、それを引取って分別し、リサイクルして得られた材料を新製品の製造に利用する、容器包装に製品を詰める業者、輸入業者は容器包装廃棄物を回収して再使用することが義務付けられる。

共同システムに参加する場合、回収・リサイクルをシステムに委託して、共同システムのマークを容器包装に表示する権利を得る。共同システムとして、独デュアルシステム社（DSD）の「グリーン・ドット」マークを使用する HE.R.R.Co（the Hellenic Recovery & Recycling Corporation）が設立され、

2003 年 3 月からすべての販売用、輸送用容器包装に対して、「グリーン・ドット」マークを使用するよう求められている。

なおギリシアは、2001 年中までに全体のリサイクル率 25%を達成し、2005 年末までに全体のリサイクル率 50-65%、材料リサイクル率 25-45%を達成することを目標としている。

1.2.7.スウェーデン

スウェーデンでは、1984 年にワンウエー容器の缶にデポジット制が導入され、その後 94 年にデポジット制がワンウエー容器の PET ボトルに拡大された。ワンウエー容器の缶とワンウエー容器の PET ボトルを回収する組織として、Returpack が設置された。そのうち、缶製造業者とビール醸造業界団体によって設置された Svesnka Returpack は缶の回収を行い、Returpack PET は PET ボトルの回収を行う。

1994 年、EU 指令を法制化するため、容器包装に関する製造者責任令が制定されたが、ワンウエー容器のアルミ缶と PET ボトルは前述の理由から除外された。しかし、同令は古紙、古タイヤも対象とするほか、1998 年の改正で廃車に、2001 年の改正で廃電気電子機器にも拡大された。

容器包装では、容器包装に製品を詰める業者と容器包装を使用する製品の販売業者と輸入業者が製造者責任を課せられ、一般家庭とその他の消費者からの容器包装廃棄物の回収システムを確立して、リサイクル、処理することを義務付けられる。

スウェーデンでは、容器包装材料毎にリサイクル業者が設置されている。ガラス(Svensk Glas tervinning) スチール/アルミ(Svenska Metalkretsen) プラスチック(Plastkretesen) 板紙(Svensk Kartongatervinning) 段ボール(RWA Returwell) ポリエチレン(Svensk EPS tervinning) 古木材(Svenskt Returtä) である。

しかしサービス組織としては、独デュアルシステム社(DSD)の「グリーン・ドット」マークを使用する REPA 以外になく、REPA は市場に出された重量ベースでこれらリサイクル業者(ガラスを除く)のために、容器包装に製品を詰める業者と輸入業者から料金を徴収して、関連業者に料金収入を配分する。輸出する場合は、料金が返還される。REPA に加入する業者は、その容器包装に「グリーン・ドット」マークを表示する。

また、容器包装に製品を詰める業者、輸入業者は、関連するリサイクル業者(複数)に登録して、売上額を基準とした初期登録料を各リサイクル業者に支払う。その他、重量をベースとして材料毎の材料料金(ガラスは個数ベース)もリサイクル業者に支払わなければならない。

1.2.8.スペイン

スペインでは、1997 年の法律によって容器包装に製品を詰める業者と輸入業者、流通業者に基本義務が課せられ、容器包装を使用する製品にデポジット・マークを表示してデポジットを請求し、容器包装廃棄物を引取るよう義務付けられた。デポジットは、容器包装のタイプとサイズによって規定される。

ただし、共同の回収システムに加入すると、このデポジット義務から解放される。メインの共同システムは、独デュアルシステム社 (DSD) の「グリーン・ドット」マークを使用する Ecoembes で、容器包装の重量と材料をベースとして、容器包装に製品を詰める業者と輸入業者から加入料とライセンス料を徴収する。Ecoembes は、一般家庭からの容器包装廃棄物（有害物質を含むものを含む）を中心に扱っているが、自治体によって中小企業から回収された事業用容器包装廃棄物も取り扱っている（有害物質を含むものを除く）。

Ecoembes に加入する業者は、その容器包装に「グリーン・ドット」マークを表示するが、事業用の容器包装にはマークは表示されない。輸送用の容器包装への表示は任意である。

こうした共同システム組織は、加入者が過大な容器包装や過重な容器包装を使用している場合、罰金を請求することができる。また、デラックスな容器包装についても、特別な規則を設けることもできる。なお加入者は、共同システムに支払うライセンス料等は請求書に別途表示することで、下流業者に料金がシフトされることを明確に表示することを義務付けられる。

ガラス製造業者はその共同システムとして、Ecovidrio を設置した。Ecovidrio も独デュアルシステム社 (DSD) の「グリーン・ドット」マークを使用する。

製薬業者はその共同システムとして、SIGRE を設置した。消費者は使用期限切れの薬やその容器包装を薬局に返還する。SIGRE では、独自のマークが使用されている。

1.2.9.デンマーク

デンマークでは、廃棄物の管理が法規などの行政手段と、租税や料金、補助、協定、デポジット制などの経済的な手段と組み合わせて行われる。

廃棄物は基本的に課税対象とみなされ、その額は廃棄物処理の方法などを基準に決定される。リサイクルされる廃棄物は課税対象とはならないが、容器包装には、ビールやソフトドリンクの容器など、デポジット制の対象になっているものが多い。他国と異なり、すべての分野から排出される容器包装廃棄物をできるだけ広範囲にリサイクルするため、容器包装廃棄物だけを個別に回収・処理するシステムは確立されていない。リサイクル率の目標は、紙やガラスな

どりサイクルしやすい材料のリサイクル目標を高く設定し、採算性に疑問のあるプラスチックのリサイクル目標を低く設定している。

デポジット制の対象となるのは、ビール、ガス入りミネラルウォーター、ガス入りソフトドリンクの容器で、容器にはデポジットマーク（A は 99 ミリリットルまで、B は 50 ミリリットルの PET ボトル、C は 99 ミリリットル超）とバーコードが表示される。これら飲料の製造業者、輸入業者、卸売業者などは、デポジット制を管轄するデンマーク・リターンシステムに料金を支払って、販売業者に供給される容器回収機の資金を提供する。また、これらの業者は回収料も負担しなければならない。

なお、スチールは機械的に分離されるが、一般家庭からのゴミの 90% 超は焼却される。

課税対象となる容器包装は、3 つに分類される。

- 1) ビール、ワイン、強アルコール飲料、ソフトドリンク、ジュースなどでは、容器単位にそのサイズと材料に応じて課税される。
- 2) その他、調味料、乳製品（牛乳を除く）、油脂製品、ソース類、洗剤、化粧品、塗料、化学薬品などでは、容器包装は重量単位で、その材料に応じて課税される。
- 3) 使い捨て食器類、プラスチック製袋、紙袋、プラスチック製コップ（自動販売機用）、PVC 含有容器包装

なお課税額は、材料それぞれの環境汚染度を考慮して決定される。

1.2.10. ドイツ

ドイツの廃棄物処理・リサイクルの基盤となる法規は、94 年 9 月の循環経済・廃棄物法）だが、容器包装廃棄物の処理・リサイクルに関しては、同法律前に成立した容器包装令（91 年 6 月施行）が基盤となる。同命令は、製造業者と販売業者に製品から発生する容器包装廃棄物の回収とリサイクルを義務付けた最初の法規となった。対象となる容器包装は販売用と輸送用の容器包装、販売促進を目的とした容器包装などである。

この命令の要求を実現するために設立されたのが、容器包装廃棄物の回収とリサイクルを専属的に代行するドイツ・デュアルシステム（DSD）社である。DSD は、製造業界や販売業界によって廃棄物処理業界との協力の下で設立された非営利の民間企業である。これは、容器包装令が容器包装廃棄物の回収とリサイクルを製造業者と販売業者に義務付けているものの、それをどう実施するかまでは規制しておらず、DSD を基盤としたシステムは産業界の自主規制による実施システムとなる。そのため、製造業者が独自に自社製品の容器包装廃棄物を回収するのであれば、DSD にライセンス料を支払う必要はない。

ドイツのシステムでは、製造業者は DSD にライセンス料を支払って容器包装廃棄物の回収とリサイクルを委託する。ライセンス料を支払った者は、自社製品の容器包装に「グリーン・ドット」マークを表示する。ライセンス料は製品価格に上乗せられ、最終的に消費者負担となる。

容器包装令は 98 年 8 月に改正されており、容器包装材料毎のリサイクル率は 99 年 1 月から、ガラス（70→75%）、スチール（70%のまま）、アルミニウム（50→60%）、紙、段ボール（60→70%）、紙製パック（50→60%）、プラスチック（50%→60%、そのうち、材料リサイクル率を最低 36%として、残りの 24%を材料リサイクル、ケミカルリサイクル、サーマルリサイクルする）に引き上げられた。

デュアルシステム（DSD）社の「グリーン・ドット」マークは現在、世界約 170 カ国でライセンス使用されるなど、DSD 事業は大きく拡大しているが、独カルテル庁はこれまで DSD の株主と顧客がほぼ同一であることを問題視してきた。そのため、DSD は 2004 年 12 月に米国投資会社 Kohlberg Kravis Roberts（KKR）に 100%売却されることになった。株売却額は 2 億 2600 万ユーロだが、KKR はその他、債務の償還、匿名株主への払戻しなど全体で 8 億 700 ユーロを支払うことになる。KKR への売却は 2005 年 1 月 10 日に EU 委員会によって承認されたが、KKR への売却によって DSD を設立した関連業界企業に利益が発生するとみられ、非営利組織として設置された DSD の設立哲学に反するのは明らかである。この問題についてはまだそれほど議論されていないが、こうした状況を反映して 2004 年 12 月に開催された連邦議会（下院）では DSD をベースとしたモデルを廃止して、すべてを自治体に委任すべきだとする議論も展開された。

また、2004 年夏からは Landbeil や Interseroh が一般家庭から排出される容器包装廃棄物の回収、リサイクルを開始しており、DSD の競争相手が登場している。地域ベースで容器包装廃棄物の回収、リサイクルを行う業者も登場した。また、ワンウエー容器に対するデポジット制の導入で DSD が取り扱う容器包装廃棄物量が減量していく見込みで、こうした状況に対応するため、DSD は輸送用容器包装廃棄物のほか、廃電気電子機器の回収・リサイクルに進出したり、デポジット制ワンウエー容器の精算を請け負うなど新しい事業分野を開拓することも検討している。

ドイツにおける容器包装廃棄物のリサイクル率の推移を示すと、以下の表 1-8 の通りとなる。

表 1-8 ドイツにおける容器包装廃棄物のリサイクル率（単位：％）

廃棄物種類	1991 年	1998 年	1999 年	2000 年	2001 年	2002 年	2003 年
ガラス	56.1	84.6	83.7	83.7	84.7	86.2	87.7
スチール	37.1	79.7	77.7	75.1	71.8	77.9	81.6
アルミ	17.7	79.4	75.0	75.7	75.5	71.5	72.3
プラスチック	11.7	59.4	56.1	53.7	52.1	50.5	53.8
紙	56.0	89.1	87.1	89.6	91.7	89.6	87.7
紙製パック	データ無	65.6	63.3	61.6	62.8	63.4	64.4
合計	48.0	82.6	80.7	81.3	82.2	81.1	81.3

（出所：容器包装市場調査協会（GVM））

・デポジット制の導入：

前述した容器包装令第 9 条は、リターナブル容器の割合が同命令施行時より下がった場合、強制的にデポジット制を導入することを規定している（全体としてはリターナブル容器の比率 72% が基準となる）。しかし、リターナブル容器の比率が 90 年代後半からビールやミネラルウォーター、炭酸清涼飲料などで大幅に減少する傾向が出ていた。

こうした傾向に対抗するため、飲料製造業界や流通・販売業界の反対を押し切って、政府はワンウエー容器として利用される缶と PET ボトル、ガラス瓶（ワインの除く）にデポジット制を導入するための容器包装令の改正案を国会に提出、改正案は連邦議会（下院）を通過した。しかし、国政野党が過半数を占める連邦参議院（上院）では改正案が政府案から大幅に逸脱した形で可決されたことから（リターナブル容器を使用する飲料の最低量だけを法的に規定）政府は容器包装令の改正を破棄し、容器包装令第 9 条に準じた形でデポジット制の導入を 2003 年 1 月に強制的に開始した。デポジット制の対象となるのは、1）ビール、2）ミネラルウォーター、3）コーラやレモネードなどの炭酸清涼飲料である。ただし、ビールの含まれる混合飲料がデポジット制の対象となるのに対し、ワインのほか、シュナプスなど強アルコール飲料の含まれる混合飲料はデポジット制の対象とはならない。デポジットは 1.5 リットル以下の容器の場合 25 セント、1.5 リットル超の容器の場合 50 セントである。また、関連業界がデポジット制導入に反対して提訴するなど、制度導入に向けて準備していなかったことから、2003 年 1 月からは購入した店頭だけでしか容器を引き渡して、デポジットを返還してもらえないという過渡的な制度となった。

こうした過渡的な制度を認める代わりに、政府は 2003 年 9 月までに全国で統一されたワンウエー容器回収システムと、どこでもデポジットを返金できるシステムを確立することを関連業界と合意した。

しかし関連業界は 03 年 6 月、EU 委員会が直前にドイツ政府宛に送った手紙

で、ドイツのデポジット制はまだ全国で統一された制度となっておらず、それによって国外からの輸入飲料が不利を被っていると批判したことを理由に、統一制度確立のための準備をストップするとした。政府はそれに対し、統一制度の開始を予定通り実施するために経済界と交渉を続けた。一部流通業者が販売系列単位に統一システムを確立するとしたことから、完全な全国統一システムではないが、それまでの過渡的なシステムよりはワンウエー容器の返還とデポジットの返金が自由になったシステムが03年10月から開始されることになった。

この時点で開始された全国統一のデポジット制は

- 1)卸売業者 Lekkerland-Tobaccoland 社の P システム
- 2)VfW のシステム
- 3)EAN バーコードを使用するリサイクル・処理業者 Interseroh 社のシステム
- 4)大手ディスカウントショップチェーンの Aldi、Lidl、Plus それぞれの独自システム

であった。

特にディスカウントショップチェーンでは、汎用メーカー品は取り扱わずに、自社チェーン用に製造された特別サイズの容器に飲料を入れて販売、それによって自社製品に対してだけワンウエー容器の引取りとデポジットの返還をすればいいようにした。規則の隙間を付いたやり方だが、国外の飲料メーカーはそれによって国外メーカーが不利になっているとして、EU 委員会に抗議していた。

EU 委員会はすでに03年6月、ドイツのデポジット制がまだ全国共通統一制度となっていないことから、国外からの輸入飲料が不利を被っていると批判していた。EU 委員会はデポジット制の導入そのものではなく、全国統一制度の欠如が域内市場における自由で公正な競争を妨げていると判断した。

ドイツ政府はそれに対し、03年10月1日から全国統一システムが確立されること、輸入飲料の売上が伸びていることなどで反論していた。しかし EU 委員会は、03年10月1日以降も輸入飲料商品が不利になっている状況に変わりがないとして、10月2日に条約義務不履行訴訟手続きに入った。欧州委員会側は手続き開始の根拠として、リターナブル容器の普及促進と容器包装廃棄物の抑制は EU の目的とするところであるが、それによって域内市場の自由競争が妨げられてはならない、としていた。

ドイツのワンウエー容器関連業界団体は、EU 委員会による提訴によって欧州司法裁判所がすぐにデポジット制差し止めの仮処分決定を下すものと期待していたが、欧州司法裁判所は約1年余りの審議の結果、2004年12月14日の判決で、ドイツのデポジット制自体は認めるものの、デポジット制導入までの過渡期が短すぎたこと、ディスカウントショップチェーンで行われている独自の

方法が自由競争を妨げているなどとして、EU の法規に反するとした。そのためドイツは、2005 年 2 月 7 日ないし 2005 年 5 月 7 日（判決に異議を申し立てた場合）までに不履行事項を改善しなければならなくなった。

その間、ドイツ政府は関連法規である容器包装令の改正に取り組んでいた。まず政府は、統一システムが開始される 2003 年 10 月までに改正することを試みるが、国政野党が過半数を占める連邦参議院（上院）を通過する見込がないことから断念。2004 年秋に国政野党が政権を握るバイエルン州を容器包装令改正に取り込むことに成功し、容器包装令の改正が加速し出し、連邦政府とバイエルン州が作成した改正案が 2004 年 11 月 3 日に閣議決定され、改正案は国会に提出された。改正案は 2004 年 11 月 25 日に連邦議会（下院）を通過し、2004 年 12 月 17 日に一部修正の上連邦参議院を通過、改正案はようやく成立した。

容器包装令の改正により、2006 年 2 月（現在の見通し。前述した EU に対する不履行事項の改善期限から 12 カ月の猶予期間が設定された）から全国共通統一のデポジット制が開始されなければならない。この時点からは、これまでのようなディスカウントショップチェーン独自の方法は認められなくなる。また、デポジット制の対象はこれまでのビール、ミネラルウォーター、炭酸清涼飲料に加え、ガス抜き清涼飲料とアルコール入り混合飲料が加わるほか、デポジットは容器の大きさに関係なく、一律 25 セントとなる。ジュースや牛乳、野菜ネクター、ワイン、強アルコール飲料、樽入りビール、低糖分飲料は、ワンウエー容器に入っているとしてもデポジットの対象とはならない。さらに、紙パックに入っている飲料もデポジットの対象とはならない。

しかしながら、流通・小売業界は、2004 年 12 月の欧州司法裁判所の判決から、ドイツで統一デポジット制が確立されるまで、つまり過渡期の猶予期間中、輸入飲料はすべてデポジット制の対象とはならないとの判断で、輸入飲料も猶予期間中はこれまで通りデポジット制の対象となるとする政府の見解と食い違いを見せている。そのため、デポジット制に絡んだ混乱はまだ続きそうな気配である。

1.2.11. フィンランド

フィンランドでは、容器包装に製品を詰める業者が廃棄物の抑制、再使用、リサイクルとそのコスト負担に責任を負う。その他の関連業者は、リサイクル目標を達成するため、容器包装に製品を詰める業者を支援するよう義務付けられる。容器包装に製品を詰める業者はその義務を共同組織に委託できるが、共同組織の設置と運用は、関連業者も含めた容器包装に関連する業界全体で行われる。

容器包装環境登録機構（PYP）が設置され、容器包装に製品を詰める業者と

輸入業からライセンス料を徴収し、それを PYP と契約した材料別の組織やリサイクル業者にその収入を配分する。PYP と契約関係にあるのは、飲料用紙容器、缶、段ボール、ガラス、メタル、プラスチックの容器包装をリサイクルする業者だが、デポジット制の缶とガラス瓶は対象とはならない。

容器包装に製品を詰める業者と輸入業者は PYP に、加入料と売上に応じた年間料金、それに PYP がリサイクル組織 / 業者と取り決めた材料毎の回収料（重量ベース）を支払う。

フィンランドは南北に長く、人口密度が低いことから、全国組織の設置には適していない。そのため、分別回収実施地域と、そうでない地域で回収方法が異なる。分別回収実施地域では、回収組織が分別された容器包装廃棄物を回収して、指定の回収場所に引渡し、そうでない地域では最終消費者が容器包装廃棄物を回収場所に引渡す。

デポジット制を導入していないビールとガス入りソフトドリンクのワンウェイ容器は、課税対象となる。デポジット制を導入しているビールとガス入りソフトドリンクのワンウェイ容器にも課税されるが、その税率（額）は非常に低く押さえられている。

ビール醸造業者と販売業者で設立された回収システム Palpa に加入する缶に対しても、課税率（額）は低く押さえられている。加入者は Palpa に会員費とデポジット、リサイクル料を支払う。デポジットは製品価格（ただし、ビジュアルフィー表示）に含まれ、消費者が空き缶を返却すると、消費者に返還される。Palpa は、返却された缶に応じてそのデポジットと取り扱い料を販売業者に支払う。

1.2.12. フランス

容器包装廃棄物の回収・リサイクルに関しては、一般家庭からのものは 92 年 4 月の命令 92-377 号、一般家庭以外から排出されるものは 94 年 7 月の命令 94-609 号で規定された。EU 指令に規定されているリサイクル目標は、家庭系廃棄物管理計画命令で規定されているが、一部材料で EU 指令より低い目標が設定されている。

一般家庭からの容器包装廃棄物に対しては、容器包装を使用する製品の製造業者と輸入業者が政府公認の共同実施システムによる容器包装廃棄物の回収・リサイクルに責任を負う。共同実施システムに加入しない業者は、デポジット制ないし独自の回収システム（要許可）によって回収・リサイクルを実施しなければならない。

容器包装の最終消費者となる事業者は、週の容器包装廃棄物発生量が 1100 リットル以下であれば、廃棄物を一般家庭用の実施システムに取り扱わせるこ

とができる。週の容器包装廃棄物発生量が 1100 リットルを超える場合、事業者は独自に許可施設でリサイクル、処理するか、許可施設の運転者に廃棄物のリサイクル・処理を委託するか、製品を輸送した業者にそのまま引渡すか、専門の引取り業者に引渡すことによって、容器包装廃棄物の回収、リサイクルに責任を負う。

一般家庭からの容器包装廃棄物の共同実施システムとして 92 年 8 月に設置されたのが、エコ・アンバラージュ (Eco-Emballages) 社で、独デュアルシステム社 (DSD) の「グリーン・ドット」マークを使用する。エコ・アンバラージュは容器包装に製品を詰める業者と輸入業者に代わって、一般家庭から排出される容器包装廃棄物を自治体が分別回収するのを支援する。

エコ・アンバラージュは 2 万社以上の業者とライセンス関係を結んでおり、業者が市場に出す容器包装の重量に応じてライセンス料を徴収する。複合材を利用する容器包装には追加料金が課せられる。また、年間売上額が 61 万ユーロ未満の業者はライセンス料が割り引かれる。徴収されたライセンス料は分別回収された容器包装廃棄物の種類、重量に応じて自治体に対する補助金として利用される。

2000 年 4 月の規定によって、容器包装を軽量化すれば、ライセンス料が軽減される制度が導入された。また、リサイクル可能な材料に代わってリサイクル不可能な材料を容器包装に使用するとライセンス金は倍額されるが、紙製容器包装ないしプラスチック製容器包装の 50% 超に再生紙ないし再生プラスチックを利用すると、ライセンス料は 10% 軽減される。

エコ・アンバラージュは現在、一般家庭から排出される容器包装廃棄物の約 90% をカバーしているとのことで、近い将来一般家庭以外から排出される容器包装廃棄物も取り扱いたいとしている。

エコ・アンバラージュ以外では、ワインと強アルコール飲料の業界によって設置された Adelphe がある。Adelphe は当初、業界に関連したガラス瓶の回収・リサイクルを目的としていたが、現在はすべての容器包装材料を取り扱い、エコ・アンバラージュ同様、独デュアルシステム社 (DSD) の「グリーン・ドット」マークを使用する。ライセンス料もエコ・アンバラージュと同じである。

また、薬の容器包装廃棄物と使用期限切れの薬を回収するため、CYCLAMED が製薬業者と輸入業者によって設置された。CYCLAMED は薬局が消費者から引取った容器包装廃棄物と使用期限切れの薬を回収しているが、家庭薬廃棄物回収処理法規が成立すると、自治体の回収システムによって回収された薬の容器包装廃棄物と使用期限切れの薬の回収とリサイクルに責任を負うことになる。

以下の表 1-9 は、2003 年の容器包装廃棄物のリサイクル状況を示す。

表 1-9 フランスの容器包装廃棄物のリサイクル状況（2003 年）

材料	2003年の総達成リサイクル率	2003年の達成材料リサイクル率	法的に規定された2008年の材料リサイクル目標
スチール	83%	83%	75%
アルミ	30%	20%	30%
紙 / 段ボール（紙パックを含む）	100%	45%	50%
プラスチック	52%	17%	21,5%
ガラス	96%	96%	65%

（出所：独デュアルシステム（DSD）社）

1.2.13.ベルギー

ベルギーでは、1993 年に環境税法が制定されたが、その施策のほとんどは実行されないまま、改正されたり、失効してしまった。飲料容器に対する環境税は牛乳を含めてすべての飲料を対象としているが、これまで実施されたことはなかった。

廃棄物処理問題の立法権限がフランドル、ヴァロン、ブリュッセル首都圏の 3 つの地域にあることから、EU 指令 94/62/EC の法制化では、容器包装廃棄物の回収・リサイクルに関して 3 つの地域間の合意書の形で実現され、1997 年 3 月に施行した。

容器包装に製品を詰める業者と製品の輸入業者に、容器包装廃棄物の引取りが義務付けられる。関連業者は、容器包装廃棄物の回収とリサイクルを処理業者や自治体業者に委託することができるが、共同実施システムと契約を締結して、業者に課せられた義務の履行を委託している場合が多い。ここで、業者は共同実施システムとの契約があれば、その義務を果たしているとみなされる。

ただし、年間 10 トン超の容器包装をベルギー市場に出す業者は、容器包装に関する抑制計画書を作成して、その実施状況を毎年管轄当局に報告することを義務付けられる。

共同の実施システムの主なものは、独デュアルシステム社（DSD）の「グリーン・ドット」マークを使用する FOST Plus で、FOST Plus は一般家庭からの容器包装廃棄物だけを取り扱う。輸送用容器包装と B-to-B 用の容器包装を取り扱う組織として、VAL-I-PAC がある。

FOST Plus では、業者がライセンス料を支払って、容器包装に「グリーン・ドット」マークを使用する。ただし、1998 年 12 月から FOST Plus に加入する業者は、地域間合意が施行した 1997 年 3 月に遡ってライセンス料を支払わなければならない。

ベルギーの法規では、リサイクル目標を 3 つの地域別に、一般家庭からの容

器包装廃棄物とそれ以外からの容器包装廃棄物に分けて達成しなければならない。一般家庭以外からの容器包装廃棄物に関してこの問題を解決するため、1999 年に VAL-I-PAC が設置された。

VAL-I-PAC では、加入企業は一般家庭以外からの容器包装廃棄物に関する回収、リサイクルを一括委託して、VAL-I-PAC の運用費と回収業者を管理するための費用を負担する。

前述した環境税法は改正され、リターナブル容器の普及を促進させるため、2004 年 4 月からは牛乳を除くワンウエー容器飲料に対して環境税が課せられている。改正環境税法は、ワンウエー容器にリサイクルされた材料が特定の割合以上使用されていれば、課税免除を規定している。しかしその場合、EU 委員会の許可が必要だとしており、EU 側がそれに異議を申し立てたことからこれまで実現していない。

また、専門用に使用されるインク、接着剤、油、溶剤の容器にも環境税が課せられる。ただし、そのための共同の回収・処理システムが確立されて、規定の回収率が達成されれば、課税は免除される。

1.2.14.ポルトガル

容器包装廃棄物の回収、リサイクルの基本原則は、97 年の法律 366-A/97 によって規定される。同法によると、容器包装に関連する業者は自治体と契約ないし協定を締結することで、自治体によって行われる容器包装廃棄物の分別回収と材料別分別によって発生するコストを負担しなければならない。また、容器包装に関連する業者は自治体によって回収された廃棄物の引取りとリサイクルを保証する。

こうした責任を負うのは、容器包装に製品を詰める業者と容器包装を使用する製品の輸入業者で、これらの業者は独自のシステムか共同システムで課せられた義務を履行する。

容器包装材料の製造業者と容器包装加工業者は、回収された廃棄物をリサイクルすることに責任を負う。

容器包装の最終消費者となる事業者は、週に 1100 リットル以上の容器包装廃棄物を排出する場合、容器包装廃棄物のリサイクルに責任を負い、その義務を第三者の実施システムに委託することができる。週に 1100 リットル未満の容器包装廃棄物しか排出しない事業者の場合、その廃棄物は一般家庭からのものとみなされる。

こうした義務を代行する組織として設置されたのは、独デュアルシステム社 (DSD) の「グリーン・ドット」マークを使用する SPV (Sociedade Ponto Verde) である。SPV は、容器包装に製品を詰める業者と輸入業者から、材料に応じて

重量ベースでライセンス料を徴収する。なお 2000 年の法律 162/2000 によって、B-to-B 用の容器包装にも SPV 加入者は「グリーン・ドット」マークを表示しなければならなくなった。

飲料に関しては、98 年の法令 29-B/98 がリターナブル容器の割合を 1999 年までにビール（80%）、テーブルワイン（65%、ただし地ワイン、高級ワインを除く）、ソフトドリンク（30%）、紙パック入りミネラルウォーター（10%）とすることを規定した。また、この種の飲料をワンウエー容器で販売する販売業者は、同等品をリターナブル容器でも販売しなければならなくなった。

SPV は、飲料用容器包装に関して Vedoreca というサブ組織を設置している。各小売店は Vedoreca に対して一切の金銭的な負担をしないが、小売店の近くに使用済みワンウエー容器の回収場所があるか、使用済みワンウエー容器が直接回収されることが契約で保障される。小売店はそれに対し、使用済みワンウエー容器だけではなく、すべての容器包装廃棄物を分別するとともに、毎月のワンウエー容器飲料の販売状況に関する年間データを SPV に提出しなければならない。SPV はそれに対して、小売店がその義務を実施したとの証明書を小売店に発行する。その証明書がなければ、小売店は今後引き続きワンウエー容器飲料を販売することを認められない。

1.2.15. ルクセンブルク

容器包装に製品を詰める業者と輸入業者に対して、容器包装廃棄物を引取り、リサイクルする義務が課せられている。義務は独自に果たすことも、共同で果たすこともできる。

回収・リサイクルの実施システムは許可を必要とし、一般家庭からと事業者からの容器包装廃棄物を取り扱う。そのための唯一のシステムが Valorlux asbl で、独デュアルシステム社（DSD）の「グリーン・ドット」マークを使用する。Valorlux asbl は材料毎に重量ベースでライセンス料を徴収する。Valorlux asbl がメインとするのは、一般家庭からの容器包装廃棄物だが、中小企業などから排出される同様の容器包装廃棄物も取り扱っている。

ルクセンブルクでは、ドイツなど「グリーン・ドット」マークを使用する隣国へ製品を輸出するため、Valorlux asbl の設置以前から「グリーン・ドット」マークを使用している業者がある。そうした業者は、1997 年 1 月に遡ってライセンス料を支払い、「グリーン・ドット」マークを事前に使用していなかった業者は、容器包装廃棄物の引取義務が開始された 1999 年 1 月に遡ってライセンス料を支払う。

1.3.新構成国の状況

1.3.1.エストニア

エストニアは、2004 年 5 月の EU 加盟に際して容器包装指令の期限猶予を申請しなかった唯一の新構成国である。新構成国は第一段階として加盟時に EU 指令 94/62/EC のリサイクル目標を達成していることを要求されていたことから、エストニアは 2001 年 7 月に施行した国内法で EU 指令のリサイクル目標を国内にも適用していた。しかしこの目標は、加盟時点では達成されていない。

エストニアはまず 1995 年の容器包装法で、容器包装廃棄物に関する基本原則を規定した。同法は当時の EU 指令の規定を指向して作成されたものだが、容器包装の素材の表示や有害物質の表示など、EU 指令が求める以上の規定も含まれている。

2004 年はじめから、同法の改正について検討されており、PET ボトルや缶、ガラス瓶のワンウェイ容器にデポジット制を導入する、飲料用容器にだけ課税される物品税をすべての容器包装に拡大させる、販売業者に容器包装廃棄物の無償引取りを義務付ける、リサイクル目標が達成できない場合、飲料製造業者や輸入業者にペナルティーを課すことが検討されている。

物品税は現在、ビール、ワイン、強アルコール類、ソフトドリンク、ジュース、ミネラルウォーター、味付き牛乳に課せられている。飲料と容器それぞれに課税され、それを加算した分が物品税として課税される。

その他の容器包装は、その最低 60% が回収されてリサイクル（サーマルリサイクルを含む）されると、物品税の課税を免除される。このリサイクル基準は今後、2005 年から 70% に、2006 年から 80% に引き上げられるものとみられる。

なお、容器包装廃棄物のリサイクルを実現するための共同システムを設置する動きが開始されていたが、そのための法的基盤がまだないことから、こうした動きは進展していない。

1.3.2.キプロス

キプロスは、第一段階として EU 指令 94/62/EC のリサイクル目標の多くを 2005 年末までに達成することになった。EU 指令の内容は、2003 年 1 月に法制化された。それに伴い、関連製造業者と輸入業者は独自の回収・リサイクルシステムか、共同の回収・リサイクルシステムかを設置しなければならない。また自治体も、独自の回収・リサイクルシステムを設置することができる。

1.3.3.スロバキア

スロバキアは、第一段階として EU 指令 94/62/EC の全体リサイクル目標を 2007 年末までに達成する。EU 指令の内容は、容器包装法の改正などによって 2003 年 1 月に法制化された。同法は、年間 10 トン超の容器包装をスロバキア市場に出す業者に対して、容器包装廃棄物の抑制、リサイクル目標の達成とその監督を行うための 4 カ年計画を作成することを義務付けた。

ファーストフォードなどのケータリング業者には、使い捨て食器類の抑制と再使用・分解制食器類への移行を目的とした廃棄物抑制計画を作成することを義務付けた。また、PVC 含有容器包装や製品の製造業者には、PVC 含有量の抑制と代用物質の利用を目的とした計画を作成することを義務付けた。

容器包装廃棄物の国家回収機構として、ENVI-PAK が 2003 年 6 月にスタートした。ENVI-PAK は一般家庭からばかりでなく、事業者から排出される容器包装廃棄物を対象として、容器包装廃棄物全体を回収する。ENVI-PAK は容器包装の関連製造業者、輸入業者、販売業者を会員として会員費を徴収して、それを運営資金とし、独デュアルシステム社（DSD）から「グリーン・ドット」マークを使用するライセンス契約を結んでいる。会員費は最初の登録料と四半期毎に市場に出される容器包装重量に応じて課せられる料金で構成される。

ENVI-PAK に対し、国営リサイクル基金は 2001 年の廃棄物法 223/2001 によって、容器包装廃棄物と一部の廃製品の回収とリサイクルを支援する機関として設置された。この制度では、容器包装を利用する製品の製造業者、輸入業者が市場に出す容器包装の重量に応じて物品税を基金に支払う。しかし同年の規則 516/2001 によって課税制度が変更され、現在は関連製造業者、輸入業者はリサイクルされなかった分に関してだけ製品税を支払っている。ただし、輸出されたもの、自治体で回収されてリサイクルされたもの、流通量が少ないものは除外される。

スロバキアの二重システムでは、ENVI-PAK の会員費が高すぎると、関連業者は国営リサイクル基金に租税を払うだけになり、ENVI-PAK の会員費が低すぎると、ENVI-PAK に十分な資金が集まらないという問題がある。

1.3.4.スロベニア

スロベニアも、第一段階として EU 指令 94/62/EC の全体リサイクル目標を 2007 年末までに達成する。

容器包装・容器包装廃棄物令が 2001 年 10 月に制定され、容器包装製造業者 / 輸入業者（容器包装材料製造業者 / 輸入業者を含む）と容器包装を使用する製品の輸入業者、容器包装に製品を詰める業者、流通業者に対して容器包装廃棄物の回収とリサイクルを行うシステムを独自ないし共同で設置するよう規定

するとともに、回収義務の開始を 2004 年 1 月からと規定した。

また、最終消費者である一般家庭と事業者は、容器包装廃棄物の分別と保管を義務付けられ、製品納入時ないし次の納入時に、製品納入者に対して容器包装廃棄物を無償で引取るよう求めることができるようになった。

2001 年の命令は、2007 年までに全体リサイクル率 50-65%、材料リサイクル率 25-45%（ただし、リサイクル率が 15%以下の容器包装材料があってはならない）を達成することを目標とした。

こうした目標を達成するため、一般家庭からと事業所から排出される容器包装廃棄物を回収するシステムとして、Slovak が 2003 年 1 月にスタートした。Slovak は、独デュアルシステム社（DSD）の「グリーン・ドット」マークを使用し、容器包装関連製造業者、輸入業者から重量ベースでライセンス料を徴収して資金を調達している。

1.3.5.チェコ

チェコは、第一段階として EU 指令 94/62/EC の全体リサイクル目標を 2005 年末までに達成する。

同 EU 指令は、2002 年 1 月に施行した容器包装法 477/2001 で法制化された。同法は政府公認の組織への加入を関連業者に規定するとともに、公認組織に加入しない場合、容器包装を使用する製品の製造業者、輸入業者に対して管轄当局への登録と年間登録料の支払いを義務付けた。また法律は 2002 年から毎年の回収・リサイクル率目標を規定し、最終目標の達成期限を 2005 年末と規定した。

前述の政府公認組織となっているのは、1997 年に設置された EKO-KOM で、独デュアルシステム社（DSD）の「グリーン・ドット」マークを使用する。EKO-KOM は一般家庭から排出される容器包装廃棄物の回収と分別では自治体と密接に協力しており、2002 年末までに住民の 88%をカバーして、容器包装廃棄物の 70%を回収、処理していた。

容器包装廃棄物の回収義務は、容器包装材料の製造業者、製品の輸入業者から流通・販売業者、最終消費者までのすべての段階に課せられる。これは、すべての関係者が同時に EKO-KOM に料金を支払うのではなく、料金を別途表示することによって製品の流れに応じて各段階において料金がシフトされて徴収、回収される。こうした過程で、最終的に誰が EKO-KOM に料金を支払うかは、業者間の決定に委ねられる。しかし、各業者は各段階において料金の流れを EKO-KOM に報告しなければならない。

一般消費者から回収された料金は、容器包装製造業者が EKO-KOM に支払っているとみられ、製品が輸出された場合、輸出業者が料金を EKO-KOM に

支払っているとみられる。それに対し、EKO-KOM システム加入者が非加入者に納入した場合、あるいは非加入者が EKO-KOM システム加入者に納入した場合は、EKO-KOM システム加入者がその容器包装廃棄物にかかる料金を支払わなければならない。

なお容器包装法 477/2001 は、政府にデポジット制を導入する製品と容器包装を規定する権限を与えており、現在ワンウエー容器にデポジット制を導入することが検討されている。

1.3.6.ハンガリー

ハンガリーは、第一段階のすべての目標を 2005 年末までに達成する。これらの目標を達成するため、2003 年 1 月に施行した容器包装・容器包装廃棄物令 94/2002 によって、関連する製造業者、輸入業者に独自ないし共同で容器包装廃棄物の回収・リサイクルを実施するシステムを確立するよう規定した。同令は、概ね EU 指令に準じている。

ハンガリーでは 1995 年に環境物品税の制度が導入されたが、その後改正されて現在は、容器包装を使用する製品の製造業者、輸入業者と容器包装の製造業者、輸入業者に対して、容器包装税が課せられている。

こうした租税制度に対して別の方法による廃棄物管理方法を提供するため、1996 年に新しい回収組織 Öko-Pannon が設置され、Öko-Pannon は 2001 年 4 月から独デュアルシステム社（DSD）とのライセンス契約で「グリーン・ドット」マークを使用し、一般家庭と事業者からの容器包装廃棄物の管理を行っている。自治体は廃棄物の回収に責任を持つが、Öko-Pannon は自治体に対して容器包装廃棄物の分別によって発生する追加コストを負担して、容器包装廃棄物の引取りを保証する。

ある容器包装材料の目標のリサイクル率が達成されると、当該の容器包装では容器包装税の一部が免除される。この規定は厳格ではなく、Öko-Pannon の加入者は規定のリサイクル目標を下回っても免除の対象となる。その代わり、Öko-Pannon は一般家庭からの容器包装廃棄物においてある一定の回収率を満たさなければならない。

なお、製造業者の使用する容器包装の 60%以上（市場に出すベースで）がリターナブルであれば、当該製造者の飲料用リターナブル容器（ガラス、PET）は容器包装税の対象とはならない。

1.3.7.ポーランド

ポーランドは、第一段階として EU 指令 94/62/EC の全体リサイクル目標を 2007 年末までに達成する。

製造者責任を規定する製造者責任法が 2002 年 1 月に施行し、容器包装を使用する製品の製造業者に対して法的にリサイクル目標を達する義務を課した。リサイクル目標が達成されないと、リサイクル目標と実際の達成値の差に対して物品税が課税される。

ポーランドでは容器包装廃棄物を回収する組織が約 40 社ほどあるが、容器包装関連業界によって設置されたのは RekoPol だけで、RekoPol は独デュアルシステム社（DSD）とのライセンス契約で「グリーン・ドット」マークを使用している。

その他の組織は、元々自治体の回収・処理業者として登録されていたり、製造業者の組織、民間企業として登録されている。これらの組織の多くは事業者からの容器包装廃棄物の回収を専門にしており、一般家庭からも回収する組織はごく少数しかない。

2002 年 1 月には容器包装・容器包装廃棄物法も施行しており、それによって、25 平方メートル超の売り場面積を有し、ワンウエー容器で飲料を販売する業者は、同じ飲料をリターナブルでも販売するよう義務付けられた。

1.3.8. マルタ

マルタだけは、第一段階の目標を 2009 年末までに達成することとしている。しかし、2004 年はじめの時点において EU 指令はまだ法制化されておらず、廃棄物管理を規定するような法規は 2004 年になってようやく制定されはじめた段階である。

炭酸飲料はリターナブル・ガラス容器か自動販売機でしか販売してはならないほか、その場合の容器に対するデポジットは、飲料販売価格の最低 15% でなければならない。

なお、独デュアルシステム社（DSD）とのライセンス契約で「グリーン・ドット」マークを使用する Green Pack が設置される予定である。

1.3.9. ラトビア

ラトビアは、第一段階として EU 指令 94/62/EC の全体リサイクル目標を 2007 年末までに達成することとしている。EU 指令を法制化する容器包装法が 2002 年 1 月に制定された。それに伴い、容器包装に製品を詰める業者と輸入業者は、ラトビア市場に出した製品の容器包装廃棄物の回収、リサイクルを行うため、そのために許可された組織に加入するか、独自に回収、リサイクルを行う場合は、環境省に届け出て独自のシステムを確立し、リサイクルの進捗状況を環境省に毎年報告しなければならない。ただし、年間 300 キログラム未満の容器包装しか市場に出さない業者は、回収・リサイクル義務を免除され、

環境省に登録して年間の容器廃棄物量を報告するだけでよい。

ラトビアでは 2000 年 2 月から、Latvijas Zalais Punkts (LZP) が独デュアルシステム社 (DSD) とのライセンス契約で「グリーン・ドット」マークを使用している。また 2002 年には、民間の回収・処理業者が Zala Josta という競合組織を設置した。

容器包装は自然資源税の課税対象で、容器包装材料の重量に応じて課税される。LZP に加入していれば、自然資源税の 80% が免除される。なお、LZP に支払うライセンス料は現在、自然資源税の 60% に相当する。

1.3.10. リトアニア

リトアニアは、第一段階として EU 指令 94/62/EC の全体リサイクル目標を 2006 年末までに達成することとしている。

2003 年 1 月、容器包装・容器包装廃棄物法が施行し、製造業者、輸入業者は回収、リサイクル目標を達成することを保証しなくなかった。目標達成のため、製造業者、輸入業者は独自の回収・リサイクルシステムを確立するか、共同システムに加入しなければならない。

販売業者は、デポジット制の容器包装は引取らなければならない。また独自に、回収、分別システムを確立することもできる。

回収・リサイクル目標が達成されないと、製造業者には物品税が課せられる（重量ないし容積ベースで換算）。

2002 年 12 月、容器包装廃棄物を回収、分別、リサイクルするため、産業界によって独デュアルシステム社 (DSD) の「グリーン・ドット」マークを使用する Zaliasis Taskas (ZT) が設置された。またそれに対抗する組織として、New Ecology という回収組織も設置されている。